## エルちゃんのトラブルバイバイ♪ニュース NO.143

発行元:大阪市消費者センター 電話番号(06)6614-7522 FAX番号(06)6614-7525

【配信日】

2019.6.24

## ハガキやメールによる架空請求にご注意くだ さい!

「消費者生活センターを名乗る機関から『消費者確認通知』と記載された八ガ キが届いた」「『訴訟最終告知』という内容の八ガキが届いた」という相談が、全 国の消費者センター等に寄せられています。

これらは、「有料サイト」の利用料の支払いを求めるものや、「契約不履行によ る裁判所への提訴しと称して連絡を求めるものです。

## 【請求八ガキや電子メール等に使われる脅し文句】

「自宅へ出向く」「勤務先を調査」「強制執行」「信用情報機関に登録」

「執行官の立会いの下、給与・動産・不動産の差し押さえ」 「八ガキ等に書かれている電話番号に連絡をしないと、訴訟や差し押さえ等を 執行する ト など

こうしたハガキやメールによる架空請求は全 て詐欺です。連絡してしまい、お金をだまし取 られたケースもあります。

絶対に連絡しないようにして、無視するよう にしましょう。

よなう 一人で悩まず、

まずは相談しよう!

不安を感じたり、架空請求か判断がつかない 場合は、すぐに大阪市消費者センターへご相談ください。

【参考】国民生活センターホームページ(2019年6月14日公表分)

「消費者生活センター」「消費者相談事務局」からの八ガキも無視し てください! - 令和になっても架空請求の八ガキが送られています -

## ◆大阪市消費者センターからのお知らせ



相談窓口

06-6614-0999

●消費生活相談専用電話

※消費者ホットライン「局番なし188 (イヤヤ!)」でも繋がります

大阪市内にお住まいの方に限ります。

毎日 10時~17時、12/29~1/3を除く

地域講座

●地域講座のご案内

やすく解説する講座です。

06-6614-7522

無料で講師を派遣し、消費者ト ラブルの未然防止や、被害にあ った時の対処法などを、わかり



メインキャラクタ-